

東京療育ベビーシッター

重要事項説明書

(認可外保育施設)

この書面は、児童福祉法第59条の2第5項及び東京都認可外保育施設指導・監督の実施について（令和5年改正）に基づき、

当事業所の施設概要・サービス内容・費用・権利等の重要事項をご説明するものです。

内容をご確認いただき、ご同意のうえ「利用契約書」および「別紙：サービス利用に関するお願い」に電子署名をお願いします。ご不明な点は担当者にお申し付けください。

第1条 事業者（法人）の概要

法人名	家族支援株式会社
法人の種別	株式会社
代表者氏名	高橋 脩斗
設立年月日	令和5年4月27日
所在地	東京都北区赤羽1丁目7番9号 赤羽第一葉山ビル4F
電話	050-8893-7951
メール	tokyo@ryouiku.co.jp
事業内容	ベビーシッター事業・障害福祉サービス・障害児通所支援事業

第2条 事業所の概要

(1) 事業所の基本情報

事業所名称	東京療育ベビーシッター
所在地	東京都北区赤羽2丁目27番2号 貴正ハイツ101
電話	050-8893-7951
メール	tokyo@ryouiku.co.jp

開設年月日	令和 7 年 8 月 1 日
施設区分	児童福祉法第 59 条の 2 に基づく設置届出施設（認可外保育施設）
設置届出先	東京都知事
管理者	高橋 脩斗
サービス種別	居宅訪問型ベビーシッター（一時保育・送迎・遊び・学習支援等）

（２）営業日・受付時間

区 分	日 程	時 間
事務局受付	月曜日～金曜日	10:00～18:00
サービス提供	原則 365 日（ご予約状況・スタッフ手配による）	8:00～22:00
深夜・宿泊対応	別途ご相談ください	22:00～翌 8:00（要事前相談）
休業	年末年始（12/29～1/3）・天災・感染症流行時等	臨時休業あり

※ 土曜日・日曜日・祝日は事務スタッフが不在です。緊急の場合は必ずお電話（050-8893-7951）にてご連絡ください

※ 台風・大雪等の天災、または感染症の流行により安全な保育の提供が困難と判断した場合、臨時休業とする場合があります

（３）対象年齢・保育場所

対象年齢	生後 6 か月～小学校 3 年生（個別相談により対応可能な場合あり）
保育場所	原則として利用者の居宅内（自宅訪問型）
定員制限	シッター 1 名につき原則お子さま 1 名まで
提供エリア	東京都北区を中心とした周辺地域（詳細は第 6 条・別表参照）

第 3 条 事業の目的および運営方針

（１）事業の目的

当事業所は、保護者が育児、仕事、通院等でお子さまの保育が必要な場合に、専門のシッターがご自宅に訪問して質の高い保育を提供します。保護者とお子さまの安心・安全を最優先に、笑顔があふれる保育環境を目指します

(2) 運営方針

- (1) お子さまの人格・個性を尊重し、年齢・発達に応じた保育を行います
- (2) 保護者との信頼関係を大切に、保育後の状況報告を丁寧に行います
- (3) 安全管理・衛生管理を徹底し、事故防止に努めます
- (4) すべてのシッターに採用時研修・定期研修（救命救急含む）を実施します
- (5) 関係法令を遵守し、倫理的なサービス提供に努めます

第4条 サービスの内容

(1) 提供するサービス

サービス区分	具体的な内容
一時保育（居宅訪問）	保護者の育児・仕事・通院等の際の居宅でのお子さまのお預かり
見守り・食事補助	授乳・離乳食サポート・食事補助・排泄介助・おむつ交換
生活支援	入浴補助・就寝サポート・着替え・口腔ケア等
送迎サービス	保育所・幼稚園・習い事等への送迎（要事前申請）
遊び・学習支援	年齢に応じた遊び・読み聞かせ・宿題の見守り等
特別な配慮が必要なお子さまへの支援	発達に特性のあるお子さまへの個別対応（事前相談必須）

【禁止事項】シッターは以下を行いません

- ・医療行為（服薬管理・医療処置等）
- ・法律上認められない業務
- ・家事援助（保育と同時進行不可）
- ・自宅以外でのサービス（送迎除く）
- ・保護者の同意なき写真撮影・SNS投稿

(2) ご利用にあたっての条件

- ・保護者または緊急連絡先の方が必ず連絡の取れる状態でご利用ください
- ・保護者が外出される際は、ご帰宅予定時間に間に合わない場合は必ずご連絡ください
- ・緊急時はシッターからご連絡します。必ずご返信をお願いします。ご返信いただけない場合は別の緊

急連絡先に連絡します

- ・家事援助と保育は同時進行できません。保育中の家事は保護者様にお願いします

第5条 保育士その他の職員の配置

(1) 職員の体制

職種・資格	配置数(予定)	備考
管理者	1名	高橋 脩斗
サービス責任者	1名	管理者が兼任
シッター(保育士資格)	2名	採用時研修・定期研修修了者のみ派遣
シッター(認定ベビーシッター)	5名	公益社団法人全国保育サービス協会認定
シッター(居宅訪問型保育基礎研修修了)	1名	厚生労働省指定研修修了者

※ 上記配置数は令和7年11月現在の予定です。最新の配置状況はいつでもお問い合わせください

※ 各シッターの氏名・資格情報は予約確定時に個別にお知らせします

※ 担当シッターのご指定は原則お受けできません(特別なご事情がある場合はご相談ください)

(2) 研修体制

- ・採用時:登録研修(保育技術・安全管理・救命救急・個人情報保護等)
- ・定期研修:年4回以上の社内研修(救命救急・虐待防止・感染症対策等を含む)
- ・外部研修:全国保育サービス協会・東京都福祉局主催の研修に随時参加

第6条 利用料金・費用

(1) 基本料金

サービス区分	料金	備考
基本料金(平日・昼間)	2,500円/時間(税別)	8:00~18:00
時間外・土日祝料金	3,500円/時間(税別)	18:00~22:00、土日祝日

深夜料金	要事前相談	22:00～翌 8:00
延長料金	1,250 円 / 30 分（税別）	契約時間を超過した場合
宿泊保育	要事前相談・別途見積もり	事前申請必須

（２）加算・実費

費用の種類	金 額	備 考
交通費	実費精算	シッターの往復交通費
多胎加算	1 人目の 50%～（税別）	双子・三つ子等
直前予約料	500 円（税別）	ご利用 24 時間前未満の予約
買い物代行等	実費精算	シッター依頼の場合

（３）キャンセル料

キャンセルのタイミング	キャンセル料
ご利用 2 日前の 18 時までのご連絡	無 料
ご利用前日の 18 時までのご連絡	ご利用料金の 25%
当日のご連絡（訪問開始 3 時間前まで）	ご利用料金の 50%
訪問開始 3 時間前以降・連絡なし・当日不在	ご利用料金の 100%（シッター到着後 15 分待機）

※ お子さまの急病・入院等やむを得ない事情がある場合はキャンセル料を減免します（事前にご連絡ください）

※ キャンセル・遅延のご連絡は必ずお電話にてお願いします（LINE のみでのご連絡はご遠慮ください）

※ シッター到着後 15 分経過してもご在宅確認ができない場合、当日キャンセル扱いとなります

（４）お支払方法

- （１） 利用料金は月末締め・翌月請求を原則とします
- （２） お支払方法は口座振替または銀行振込とします
- （３） 入金確認後、領収書を発行します

第7条 保険・補償に関する事項

当事業所は、保育サービス業総合補償制度（東京都が指定する水準以上）に加入しています

保険の種類	補償内容	保険金額（最低基準）
賠償責任保険（対人賠償）	保育中の事故・損害賠償	1名：1億円以上
賠償責任保険（対人賠償）	保育中の事故・損害賠償	1事故：5億円以上
賠償責任保険（対物賠償）	財物への損害	1事故：500万円以上
傷害保険（お子さまへの傷害）	死亡・後遺障害	1口：100万円以上
傷害保険（入院保険金）	入院時の補償	1日：1,500円以上
傷害保険（通院保険金）	通院時の補償	1日：1,000円以上

※ 上記は東京都の指定する最低基準を満たす保険金額です。実際の加入保険の詳細は別途お問い合わせください

※ 保険の適用外となる場合（利用者側の故意・重過失等）については賠償責任を負いかねます

第8条 提携医療機関

提携医療機関名	東京女子医科大学附属足立医療センター
所在地	東京都足立区江北 4-33-1
電話	03-3857-0111
提携内容	急病・けが・体調急変その他緊急時の受診対応（医療相談による連携）

※ 原則としてお子さまのかかりつけ医療機関をご優先ください。初診・緊急時の連絡先を契約時にご登録ください

※ 119番通報が必要な緊急時は、搬送先についてもシッターから保護者へ速やかに連絡します

第9条 緊急時・事故発生時の対応

（1）緊急対応の基本原則

【最重要】シッターは単独で医療的判断をしません

緊急時は必ず保護者に連絡し、必要に応じて119番通報・提携医療機関への連絡を行います

(2) 緊急時のフロー

- (1) お子さまの状態確認（意識・呼吸・顔色・体温）を行います
- (2) 保護者へ速やかに状況を連絡します（電話優先）
- (3) 重症サインがある場合（意識なし・呼吸困難・高熱・けいれん等）は119番通報を行います
- (4) 事業所管理者（050-8893-7951）へ状況を報告します
- (5) 緊急事案は詳細記録を作成し、行政へ必要に応じて報告します

(3) シッティング中の連絡方法

- ・シッティング当日の緊急連絡：お電話（050-8893-7951）が最優先です
- ・通常の連絡・報告：LINE 公式アカウントまたはメールにて対応します
- ・保護者が返信できない場合は、事前にご登録いただいた別の緊急連絡先に連絡します

第10条 非常災害対策

- (1) ご利用開始時に、ご自宅近くの緊急避難場所・避難経路を確認します。避難場所情報は契約書類に記録します
- (2) 地震・火災等の非常災害が発生した場合は、お子さまの安全を最優先に避難行動を行います
- (3) 保護者への安否連絡はSMSまたは電話で行います。大規模災害時は通信手段が制限される場合があります
- (4) シッターは常に防災意識を持ち、研修にて非常時の対応を習得しています

緊急避難場所（登録用）	（ご利用開始時に確認・記入いただきます）
備 考	近隣の公園・学校・区の指定避難所をご確認ください

第11条 虐待防止のための措置

- (1) 当事業所は「児童福祉法」および「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、虐待防止に取り組めます
- (2) シッターへの年2回以上の虐待防止研修を実施します
- (3) シッティング中に不適切な養育等が疑われる場合は、管理者へ報告のうえ、児童相談所・東京都

等の関係機関に通告します

- (4) シッターによる虐待（身体的・精神的・性的・ネグレクト等）を一切禁止します。違反が確認された場合は直ちに契約を解除します
- (5) ご家庭で虐待を受けたと思われるお子さまを発見した場合、通告義務（児童虐待防止法第6条）に基づき関係機関へ通告します

【虐待かもと思ったら】 東京都児童相談所全国共通ダイヤル：189（いちはやく）
北区子ども家庭支援センター：03-3908-9134（24時間対応）

第12条 体調不良時のご利用について

【感染症予防のお願い】 以下の場合はご利用をお控えください

- ① お子さまに発熱（37.5度以上）・下痢・嘔吐・発疹等の症状がある場合
- ② ご家族に感染症や感染症の疑いがある場合
- ③ お子さまが感染症と診断された場合（医師の許可が出るまでお休みください）
- ④ 予防接種後48時間以内（保護者在宅の場合は保育可能）

- ・症状の申告がなくシッティング中に判明した場合、シッターは保育を中止することがあります（キャンセル料が発生する場合があります）
- ・シッターが体調不良の場合は事前にご連絡し、代替スタッフの手配またはキャンセルをご案内します

第13条 個人情報の保護・秘密保持

- (1) 取得した個人情報は保育サービスの提供・事業運営・行政対応の目的のみに利用します
- (2) ご利用者・ご家族の同意なく第三者に個人情報を提供しません（法令上の例外を除く）
- (3) シッターは在職中・退職後を問わず秘密保持義務を負います
- (4) 個人情報の開示・訂正等のご請求には担当者が対応します

第14条 苦情・相談への対応

(1) 当事業所の苦情受付窓口

担当者	高橋 脩斗（苦情解決責任者）
電話	050-8893-7951

メール	tokyo@ryouiku.co.jp
受付時間	月曜日～金曜日 10:00～18:00

(2) 行政・第三者機関の苦情受付窓口

機関名	電話番号	受付時間
東京都北区 保育課	03-3908-1111 (代表)	平日 9:00～17:00
東京都 福祉局 保育支援課	03-5320-4131	平日 9:00～17:00
東京都福祉サービス運営適正化委員会	03-5388-8873	平日 9:00～17:00 (FAX・メール 24 時間)

※ 苦情を申し立てたことを理由に不利益な扱いをすることは一切ありません

第 15 条 過去の事業停止命令等

当事業所（家族支援株式会社・東京療育ベビーシッター）は、過去に事業停止命令・施設閉鎖命令その他の重大な行政処分を受けたことはありません。今後も法令を遵守し、信頼されるサービス提供に努めてまいります

第 16 条 設置届出に関する事項

施設区分	児童福祉法第 35 条の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）
設置根拠	児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に基づく設置届出対象施設
設置届出先	東京都知事
指導監督	東京都・北区の指導・監督を受けます